



平成 18 年 7 月 10 日

各 位

本店所在地 東京都中央区銀座七丁目 4 番 12 号  
会 社 名 シンワアートオークション株式会社  
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎  
(コード番号: 2437 大証ヘラクレス S)  
問合せ先 経営管理部長 堀 智寛  
電話番号 03 - 3569 - 0005 (代表)  
(<http://www.shinwa-art.com/>)

### 株式の分割に関するお知らせ

平成 18 年 7 月 10 日開催の当社取締役会において、株式の分割を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

1. 株式分割の目的  
1 株当たりの投資金額の引下げを行い、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として実施するものであります。
2. 株式分割の概要
  - (1) 分割の方法  
平成 18 年 8 月 31 日 (木曜日) 最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 3 株の割合をもって分割いたします。
  - (2) 分割により増加する株式数  
普通株式とし、平成 18 年 8 月 31 日 (木曜日) 最終の発行済株式総数に 2 を乗じた株式数といたします。
3. 分割の日程

株式分割基準日	平成 18 年 8 月 31 日 (木曜日)
効力発生日	平成 18 年 9 月 1 日 (金曜日)
4. 株券交付日 平成 18 年 10 月 20 日 (金曜日)
5. 会社が発行する株式の総数の増加  
平成 18 年 9 月 1 日 (金曜日) 付をもって会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、当社定款第 5 条を変更し、発行可能株式総数を 120,000 株増加して 180,000 株といたします。
6. その他  
この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

以 上

## 【ご参考】

1. 分割によって増加する株式数を具体的に明示しないのは、本取締役会の決議日から分割基準日までの間に新株引受権及び新株予約権の行使による新株式発行の可能性があり、分割基準日現在の発行済株式総数が確定しないためであります。

2. 株式分割後の発行済株式総数は、平成 18 年 7 月 10 日現在を基準として計算すると次のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	19,278 株	(平成 18 年 7 月 10 日現在)
今回の分割により増加する株式数	38,556 株	
株式分割後の当社発行済株式総数	57,834 株	

3. 株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。  
平成 18 年 7 月 10 日現在の資本金 778,620,176 円

4. 払込価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権、商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の払込価額及び付与株式数を平成 18 年 9 月 1 日（金曜日）以降、次のとおり調整いたします。

	調整後払込価額	調整前払込価額
平成 13 年 12 月 8 日開催の臨時株主総会決議に基づく新株引受権	13,889 円	41,667 円
平成 15 年 12 月 6 日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権	21,112 円	63,334 円

5. 配当金について

今回の株式分割後となる平成 19 年 5 月期の配当金額につきましては、株式分割前の 1 株当たり配当金額水準の 3 分の 1 の 2,500 円といたします。

6. 株主優待について

株主優待につきましては、平成 18 年 11 月 30 日以降は、3 株以上保有されている株主を対象といたします。

以 上